

令和2年2月6日

市民文教委員会

市民部 UD・男女共同参画課

浜松市パートナーシップ宣誓制度創設について（最終報告）

浜松市パートナーシップ宣誓制度創設について、次のとおり最終報告いたします。

- 1 制度内容 別紙「浜松市パートナーシップ宣誓制度について」及び「浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）」のとおり
- 2 制度施行日 令和2年4月1日

浜松市パートナーシップ宣誓制度について

1 趣旨

一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を創設する。

2 概要

- (1) 多様な性自認や性的指向を持つ二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する。
- (2) 市は、宣誓の要件を満たしていることを確認し、宣誓書を受領した後、宣誓書受領証等を交付する。

3 パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、相互に責任をもって協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。

4 宣誓することができる者

次のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 成年に達していること（満 20 歳以上の人）
- (2) 少なくともどちらか一人が浜松市民であること（転入予定を含む）
- (3) 配偶者がいないこと
- (4) 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- (5) 宣誓者同士が近親者でないこと

5 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 本人確認ができる書類

6 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書の写し（宣誓書に受領印を押印したもの）
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証（A4 サイズ）
- (3) 宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）

7 通称名の使用

宣誓書に通称名を使用することができる。ただし、社会生活の中で日常的に使用しているものに限る。

8 多様な性への理解促進

多様性を尊重し認め合う社会の推進に向け、市は事業主や市民に対し制度の周知や多様な性への理解を深めるための啓発を行う。

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により本市を転出先として届け出ていること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者との間に現にパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前において自署したパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）にあっては、次に定める書類）
 - ア 市内に住所を有する者と共に宣誓をしようとする場合にあっては、住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）又

は転出先として本市が記載された転出証明書の写し

イ 市内に住所を有しない者と共に宣誓をしようとする場合にあっては、転出先として本市が記載された転出証明書の写し

(2) 戸籍抄本（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（日本国籍を有していない者にあっては、現に婚姻していないことを証する書類）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと認めるときは、双方及び職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名（戸籍名以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

5 市長は、宣誓をしようとする者（第3項の規定により代筆する者を含む。）が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

6 市長は、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が前条に規定する要件を満たしているとき、当該宣誓者に対し、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。

（宣誓書受領証等の交付）

第5条 市長は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしているとき、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（第3号様式）（以下これらを「宣誓書受領証等」という。）を交付する。ただし、宣誓時点において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が市内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、当該転入予定者が住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入後のものであって、その提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を市長に提出した後に交付する。

2 前条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（宣誓書受領証等の再交付）

第6条 前条第1項の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者は、紛失、毀損、汚損等により当該宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合（共に宣誓をした者同士が婚姻した場合及び一方が死亡した場合を含む。次条第1項及び第9条第1項において同じ。）を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出

することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書受領証等の変更)

第7条 第5条第1項の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者は、改姓又は改名等により宣誓書受領証等の記載事項又は宣誓書に記載した戸籍名に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（第5号様式。以下「変更届出書」という。）に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、変更届出書の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、宣誓書受領証等の記載事項に変更が生じたことにより変更届出書の提出があったときは、当該宣誓者に対し、変更後の宣誓書受領証等を交付する。

(宣誓書受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（第6号様式）に当該宣誓書受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。

(3) 一方又は双方が第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（共に宣誓をした者同士が婚姻したときを除く。）。

(4) 一方又は双方が宣誓時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。

(5) 一方又は双方が宣誓書受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第9条 宣誓者は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書（第7号様式）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書（第8号様式）の交付を受けることができる。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(市民及び事業者への周知及び啓発)

第10条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓の取扱いの制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

（あて先）浜松市長

パートナーシップ宣誓書

私たちは、浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係である。

宣誓者	戸籍上の氏名 又は 通称名	フリガナ	フリガナ
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
代筆者	戸籍上の氏名 又は 通称名		

受領印

(裏面)

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

宣 誓 者			
戸籍上の氏名 ※外国籍の人の場合は それに準ずるもの			
通称名			
通称名を使用する場合の 宣誓書受領証等への戸籍 上の氏名の併記	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない	
代筆の場合 の理由			
転入予定 の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日	
電話番号	— —	— —	
メールアドレス			
確認事項 (<input type="checkbox"/> に ✓ してください)	第3条第1号	<input type="checkbox"/> 成年に達している	<input type="checkbox"/> 成年に達している
	第3条第2号	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住 <input type="checkbox"/> 転入予定	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住 <input type="checkbox"/> 転入予定
	第3条第3号	<input type="checkbox"/> 配偶者がいない	<input type="checkbox"/> 配偶者がいない
	第3条第4号	<input type="checkbox"/> 他の者とパートナーシップの 関係がない	<input type="checkbox"/> 他の者とパートナーシップの 関係がない
	第3条第5号	<input type="checkbox"/> お互い近親者ではない(直系血族、三親等内の 傍系血族及び直系姻族ではない) ----- <input type="checkbox"/> パートナーシップに基づき養子縁組をしてい る又はしていたことにより近親者となった	<input type="checkbox"/> お互い近親者ではない(直系血族、三親等内の 傍系血族及び直系姻族ではない) ----- <input type="checkbox"/> パートナーシップに基づき養子縁組をしてい る又はしていたことにより近親者となった

※転入予定の場合、市内在住者と宣誓する場合を除き、本市への転入手続が完了してから宣誓書受領証等を交付します。

※利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合は、情報提供させていただく場合がありますので、ご了承ください。

【添付書類】

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)(転入予定者にあつては、市外在住者と宣誓する場合は、転出先として本市が記載された転出証明書の写し、市内在住者と宣誓する場合は、どちらかの書類)
- ・戸籍抄本(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)(日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類)
- ・通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用されていることが分かる書類

【市職員記入欄】

本人確認書類 ※宣誓者及び代筆者 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等 <input type="checkbox"/> その他 ()
--

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名

氏名

生年月日

年 月 日 生

生年月日

年 月 日 生

宣誓日

年 月 日

【第 号】

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日

浜松市長



(裏面)

特記事項

第3号様式（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領カード	
浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領しました。	
宣誓日	【第 号】
年 月 日	
宣誓者	
[本人]	[パートナー]
_____	_____
年 月 日 生	年 月 日 生
年 月 日	浜松市長 印

（裏面）

この宣誓書受領カードを提示された方へ
浜松市は、一人一人が持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指しています。このカードは、お互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任をもって協力し合うことにより共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
発行：浜松市 部 課（ ） -
特記事項
緊急連絡先（自由記載）

- 注 1 大きさは、縦5.4センチメートル・横8.6センチメートルとする。
2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。

年 月 日

（あて先）浜松市長

（届出者） 住 所

氏 名

電話番号

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

宣誓者		
宣誓書受領証等の 氏名	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
その他の変更	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更の理由	<input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> その他()	

【添付書類】

- ・変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、通称名が日常的に使用されていることが分かる書類等）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 紛失 その他()

【市職員記入欄】

本人確認書類

- 個人番号カード 旅券 在留カード
官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等
その他()

年 月 日

（あて先）浜松市長

（届出者） 住 所

氏 名

電話番号

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓者		
戸籍上の氏名 又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した <input type="checkbox"/> 双方が共に市内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 一方又は双方が要件を満たさなくなった （具体的な理由： ） <input type="checkbox"/> その他（具体的な理由： ）	

【添付書類】

- ・ パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カード

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由 紛失 その他（ ）

【市職員記入欄】

本人確認書類

個人番号カード 旅券 在留カード

官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等

その他（ ）

第8号様式（第9条関係）

浜松市パートナーシップ宣誓書記載内容証明書

宣誓者		
戸籍上の氏名		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
備考		

上記のとおり、「浜松市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

浜松市長

